

議案第97号

瀬戸内市文化センター条例の制定について

瀬戸内市文化センター条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市文化センター条例

(目的及び設置)

第1条 市民の文化の向上を図るとともに地域活動の振興や市民相互の交流に資するため、瀬戸内市文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瀬戸内市文化センター
- (2) 位置 瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

(事業)

第3条 センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設及び設備の使用に供すること。
- (2) 各種の公演、展示等を企画し、実施すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために必要と認められること。

(管理)

第4条 センターの管理は、市長が行う。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条、第11条、第13条、第14条、第19条及び第20条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定によりセンターの管理を当該指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続き等は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)の定めるところによる。

(指定管理者の業務の範囲)

第6条 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲は、

次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用の許可及び制限に関する業務
- (2) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(管理の基準)

第7条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にセンターを維持管理しなければならない。

(職員)

第8条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日及び開館時間)

第9条 センターの休館日及び開館時間は、市長が規則で定める。

(利用の許可)

第10条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に施設の管理運営上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、利用目的以外に利用し、転貸し、又はその利用の権利をほかに譲渡してはならない。

(特別設備等の設置)

第13条 利用者は、センターの利用に当たって特別の設備をし、又は備付け器具以外の器具を搬入し、利用しようとするときは、第10条に規定する利用申請と同時にその旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、特別な設備をさせることができる。

(許可の取消し等)

第 14 条 市長は、第 10 条第 1 項に規定する利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の条件を変更し、若しくは利用を禁止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 第 11 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

- 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第 15 条 利用者は、別表第 1 に掲げる基本使用料及び割増額を合算した額の使用料を納付しなければならない。ただし、規則で定める理由に該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。

- 2 センターの附属設備等を利用する利用者は、前項に定める使用料のほか、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、規則で定める理由に該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。

- 3 前 2 項の使用料は、納期限内に納めなければならない。

(使用料の還付)

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰すことができない理由によって利用不能になったとき。
- (2) 利用者が利用開始前に利用許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認めるとき。
- (3) 市長が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに利用者の責任において、これを原状に回復しなければならない。

- 2 前項の規定は、第 14 条の規定により許可を取り消された場合にも準用する。
- 3 前 2 項の義務を履行しないときは、市が利用者に代わってこれを行い、その費用は利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者は、施設、附属設備等を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒絶し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある者

(免責)

第 20 条 センターが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、センターで発生した事故に対して、市長はその責めを負わない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設の利用の許可その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第15条関係)

1 基本使用料

(単位：円)

利用場所	利用時間区分	施設使用料(1時間当たり)		冷暖房使用料(1時間当たり)
		昼間	夜間	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	
夢いっぱいホール (大ホール、舞台、客席、ホワイエ及び控室含む。)	平日(休日を除く月曜日から金曜日まで)	2,600	3,400	5,000
	土曜日、日曜日及び休日	3,000	4,000	
リフレッシュスタジオ(小ホール)		1,000	1,300	1,000
たんぼぼ夢工房		500	700	500
ミーティングルーム		400	500	400
キッチンスタジオ		700	900	700
和室		1,200	1,600	1,200
研修室(1.2.3)(1室につき)		400	500	400
健康スタジオ		1,200	1,600	1,200

備考

- 1 使用料は、1時間単位の利用時間により算定する。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じるときは、1時間とみなして、上表の1時間当たりの使用料の額を適用して算定する。

2 使用料の割増し

(1) 営業割増

利用者が営利事業や営業の宣伝、その他これに類する目的をもって利用する場合は、施設使用料の額の100パーセントを割増しする。

(2) 市外居住者割増

利用者が市内に住所を有する者又は市内に事務所及び事業所を有する者以外の者である場合は、施設使用料の額の10パーセントを割増しする。

## 別表第2(第15条関係)

## 附属設備等の使用料

(単位：円)

分類	種類又は主な品名	単位	使用料(1時間当たり)
舞台関係設備及び備品 (大ホール)	音響反響板	1式	500
	金屏風	1双	500
	スクリーン	1枚	500
映像関係設備及び備品 (大ホール)	プロジェクター 映像再生機器	1式	400
音響関係設備及び備品 (大ホール)	音響調整装置 入出力機器(マイク・スピーカ 一等)	1式	500
照明関係設備及び備品 (大ホール)	調光装置 照明装置	1式	500
楽器 (大ホール)	グランドピアノ(大)	1台	800
楽器 (小ホール)	グランドピアノ(小)	1台	500

## 備考

- 1 使用料は、1時間単位の利用時間により算定する。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じるときは、1時間とみなして、上表の1時間当たりの使用料の額を適用して算定する。

## 瀬戸内市規則第 号

### 瀬戸内市文化センター条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市文化センター条例(令和 年瀬戸内市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (休館日及び開館時間)

第2条 瀬戸内市文化センター(以下「センター」という。)の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が認める場合は休館日又は開館時間を変更することができる。

##### (1) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

##### (2) 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

#### (利用期間及び利用時間)

第3条 専用して利用するときは、引き続き3日を超えて利用することができない。

2 条例別表第1の利用時間区分には、準備、後片付け等利用に必要な一切の時間を含むものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2項の利用期間及び利用時間を変更することができる。

#### (利用許可等の手続)

第4条 条例第10条第1項の規定により施設の利用許可を受けようとする者は、文化センター利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、文化センター利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

3 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可に係る事項を変更しようとするときは、文化センター利用許可変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

#### (申込みの受付)

第5条 センターの利用申込みは、その利用の日の6か月前(夢いっぱいホールの利用にあ



っては1年前、健康スタジオの利用にあつては2か月前)から7日前までの期間に受け付けるものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(申込みの取消)

第6条 センター利用の日の6日前以降に利用を取り消したときの使用料は、条例第15条第2項に規定する納期限までに全額納めなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 条例第15条第1項ただし書及び第2項ただし書に規定する規則で定める減額又は免除の別及びその額並びに事由は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第4条に規定する利用許可申請の際に、文化センター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第8条 納期限までに使用料を納めないときは、センターを利用することができない。

(使用料の還付)

第9条 条例第16条ただし書に規定する使用料の還付を受けようとする者は、文化センター使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用施設の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 許可された利用目的以外で施設等を利用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示、販売、寄附の要請、その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないではり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 施設を利用した後は、直ちに整理、整頓し、清潔の維持に努めること。
- (8) 利用前に職員との打合せを十分行うとともに、利用の際には職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認めた指示に従うこと。

(職員の入室)

第11条 利用者は、職員が職務遂行のため利用施設に入室するときは、これを拒むことは

できない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における読替え)

第12条 条例第5条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第4条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表(第7条関係)

##### 文化センター使用料の減額又は免除表

減額又は免除をすることができる場合	減額又は免除の額
(1) 市が主催する事業に利用するとき。	全額(冷暖房使用料及び附属設備等の使用料を含む。)
(2) 市が共催し、市長が適当と認める事業に利用するとき。	
(3) 市教育委員会・幼稚園・小学校・中学校が教育目的に使用するとき。	
(4) 市内のコミュニティー団体及びこれに準じる団体として市長が認める団体が利用するとき。	施設使用料及び附属設備等の使用料に50%を乗じて得た額
(5) 市内の団体が市の後援を受けた事業に利用するとき。	施設使用料及び附属設備等の使用料に20%を乗じて得た額
(6) 前各号のほか市長が必要と認めるとき。	市長が認める額

様式第1号(第4条関係)

文化センター利用許可申請書

瀬戸内市長 様

年 月 日

申請者 下  
住 所  
団 体 名  
代 表 者  
利 用 責 任 者  
電 話

瀬戸内市文化センターを利用したいので、瀬戸内市文化センター条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 日	年 月 日 ( )			
利 用 目 的				
利 用 場 所 及 び 利 用 時 間	利 用 場 所	時 間	利 用 場 所	時 間
		～		～
		～		～
		～		～
予 定 人 員	関係者 人		参集者 人	
支 払 方 法	窓口払い・納付書払い・口座振込 ※納付書か口座振込でお支払いされた場合は必ずご連絡いただき、ご利用当日に納付完了が分かるものをお持ちください。			
物 品 等 の 販 売	販売しない・販売する( 円)			
参 加 料 等 の 徴 収	徴収しない・徴収する( 円)			
入 場 料 の 徴 収	徴収しない・徴収する( 円)			
空 調 設 備	利用しない・利用する( : ~ : の 時間)・当日に決める			
附 属 設 備 等	利用しない・利用する(附属設備等名 )			
確 認 事 項	既納の使用料の返金は一切できません。 【ご署名欄( )】			
※ 備 考				
※ 受 付	許可 第 号		年 月 日	
※ 使用料	施 設 使 用 料		営 業 割 増 料	合計  円
	冷 暖 房 使 用 料		市 外 居 住 者 割 増 料	
			附 属 設 備 等 使 用 料	

※欄は記入しないでください。

台帳		入力	
----	--	----	--

様式第2号(第4条関係)

(表)  
文化センター利用許可書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸内市長

印

年 月 日付で申請のあった施設利用については、瀬戸内市文化センター条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日( ) 時から 年 月 日( ) 時まで		
利用場所			
利用目的			
予定人員	関係者	人	参集者
使用料	使用料項目	金額(円)	備考
	(a) 施設使用料		
	(b) 冷暖房使用料		
	(c) 営業割増料		(a)×100%
	(d) 市外居住者割増料		(a)×10%
	(e) 附属設備等使用料		別添明細票参照
	(f) 減免額		((a)+(e))×減免率
	合計金額		(a)+ (b)+ (c) +(d)+ (e)-(f)
許可条件			
備考			

(裏)

利 用 上 の 心 得

- 1 この許可書は、文化センター利用の際携帯し、職員の要求があったときは、提示してください。
- 2 許可された時間は、準備、後片付けの時間を含みますので注意してください。
- 3 文化センター利用の権利は、他人に譲ったり転貸することはできません。
- 4 既に納めた使用料は、条例で定める以外は、お返しできません。
- 5 施設及び附属設備等の利用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。
- 6 壁、柱、窓等に許可なくはり紙をし、又は画びょう、くぎ等を打ちこまないでください。
- 7 利用者は、文化センター内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
- 8 許可なく物品の販売、広告宣伝、寄附の要請、火器の使用等は、しないでください。
- 9 指定された場所以外での飲食及び喫煙は禁止します。
- 10 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いるなど、他人に迷惑をかける行為はさせないでください。
- 11 建物及び附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても利用者は、その損害を弁償してください。
- 12 利用時間は、正確に守り、利用前後には必ず職員に申し出てください。
- 13 その他不明な点やお気づきの点は、職員までお申し出ください。

文化センター利用許可変更申請書

瀬戸内市長 様

年 月 日

申請者	〒
	住 所
	団 体 名
	代 表 者
	利用責任者
	電 話

次のとおり瀬戸内市文化センター条例施行規則第4条第3項の規定により申請します。

利用許可変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・( ) の変更</li> <li>・利用の取り下げ</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>
利用許可変更前の内容	
利用許可変更後の内容	
利用許可変更を申請する理由	
変更前の使用料	円
変更後の使用料	円
既納使用料	円
備 考	

----- 以下は記入しないでください。 -----

利用許可書の交付	年 月 日 許可第 号
利用許可変更申請の許可	年 月 日 許可第 号

様式第4号(第7条関係)

文化センター使用料減免申請書

瀬戸内市長 様

年 月 日

申請者

〒  
住 所  
団 体 名  
代 表 者  
利用責任者  
電 話

瀬戸内市文化センター条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 日	年 月 日 ( )			
利 用 目 的				
利 用 責 任 者	氏 名		電 話 (勤 務 先) (自 宅)	
利 用 場 所 及 び 利 用 時 間	利 用 場 所	時 間	利 用 場 所	時 間
		～		～
		～		～
		～		～
		～		～
減 免 を 申 請 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 市が主催する事業に利用する。 <input type="checkbox"/> 市が共催し、市長が適当と認める事業に利用する。 <input type="checkbox"/> 市教育委員会・幼稚園・小学校・中学校が教育目的に使用する。 <input type="checkbox"/> 市内のコミュニティー団体及びこれに準ずる団体として市長が認める団体が利用する。 <input type="checkbox"/> 市内の団体が市の後援を受けた事業に利用する。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: ) (該当する理由の□にレを記入してください。)			
※ 受 付	※ 許可第 号		年 月 日	
備 考				

※印欄は記入しないでください。

様式第5号(第9条関係)

文化センター使用料還付申請書

瀬戸内市長 様

年 月 日

申請者

〒  
住 所  
団 体 名  
代 表 者  
利用責任者  
電 話

年 月 日付け許可第 号で許可のあった瀬戸内市文化センターの使用料について、瀬戸内市文化センター条例施行規則第9条の規定により還付を申請します。

利 用 日 時	年 月 日( ) 時 分	
利用の許可を受けた場所		
還付を受けようとする理由		
既 納 使 用 料	納付年月日	年 月 日
	金 額	円
還 付 申 請 額	円	